

第1回香川県都市計画審議会  
環境影響評価専門小委員会議事録

日時：令和8年2月24日（火）

13時00分から16時40分

場所：高松商工会議所501会議室、現地

# 第1回香川県都市計画審議会環境影響評価専門小委員会議事録

## 1. 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年2月24日(火) 13時00分から16時40分

(2) 場 所 高松商工会議所501会議室、現地

## 2. 出席委員の氏名

### (1) 委 員

荒木 裕行、川口 敏、川田 正明、小林 剛(現地視察途中まで出席)、

中島 美登子、松本 慶一、柳川 竜一、山本 高広、吉田 秀典

以上 9名

## 3. 奥村都市計画課長挨拶

## 4. 委員の紹介

## 5. 定足数の確認

香川県都市計画審議会条例第5条第1項に準じ、委員の2分の1以上が出席し、会議の定足数を満たしていることを確認する。

## 6. 座長の紹介

香川県都市計画審議会環境影響評価専門小委員会設置規程第4条に基づき、香川県都市計画審議会会長が吉田委員を座長に指名したことを説明する。

## 7. 吉田座長挨拶

## 8. 会議の公開の確認

香川県都市計画審議会運営規程第5条第1項に準じ、座長が会議を公開で行うことを確認する。

## 9. 座長代理者の指名

香川県都市計画審議会環境影響評価専門小委員会設置規程第4条第2項に基づき、座長が柳川委員を指名する。

## 10. 議事録署名人指名

座長が荒木委員と川口委員を議事録署名委員に指名する。

## 11. 参考人の出席

香川県都市計画審議会環境影響評価専門小委員会設置規程第7条に基づき、参考人として国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所及び高松市の職員が出席することを座長が報告する。

## 12. 議事

### ○議事1 環境影響評価・都市計画決定の手続きについて

事務局が、環境影響評価と都市計画決定の手続きについて説明する。

### ○議事2 環境影響評価方法書（案）について

参考人（国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所）が、環境影響評価方法書（案）について説明する。

### ○議事3 現地視察

檀紙交差点横断歩道橋付近

郷東大橋付近

県立ミュージアム付近

等を視察する。

○議事 4 審議

現地視察より帰着後、質疑応答に入る。

(松本委員)

環境影響評価において必須項目ではないが、トンネル工法で道路を設置する場合には、事前に地下水に生息する生き物も調査した方がよい。

(参考人 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所)

調査・予測・評価が可能か検討する。

(川田委員)

淡水魚に関しては、遺伝的多様性が重要であると言われており、またその他の動物についても外部形態から判別し難い動物については、必要に応じDNA分析等も行い、適切に保全していただきたい。

また、国内外来種については、重要な動物に含まなくても良いのではないかと考える。

(参考人 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所)

DNA分析は、調査の段階で、必要に応じて実施したい。  
重要な動物については、確認の上、検討する。

(吉田座長)

小林委員より、施行前から施行後まで継続してモニタリングするのが望ましいとの意見を預かっているので報告する。

費用対効果もあるので、項目等は事業予定者において検討いただきたい。

(柳川委員)

モニタリングを実施する場所の選定には注意が必要である。また、機械等により比較的安易に連続的に調査できる項目は、なるべく継続してモニタリングしてほしい。

(参考人 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所)

調査場所の選定については、適切に対応していきたい。  
連続的な調査に関しては、必要に応じ対応していきたい。

(山本委員)

高松市長意見における生活環境という言葉の定義が分かりづらい。

(参考人 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所)

高松市長意見の中に「騒音振動による生活環境」と記載があるため、基本的に振動騒音等を指すという認識である。

(荒木委員)

振動は地盤特性と密接に関係しており、事業実施区域は地形が比較的複雑であるため、可能な限り丁寧に地盤特性を調査していただきたい。

(参考人 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所)

調査結果等を確認いただき、再度ご意見をいただきたい。

(中島委員)

高松を代表するような文化財が多々ある地域を通るため、できるだけ影響がない工法を選定したり、色彩の検討をしたりすることが必要だと考える。

(参考人 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所)

詳細なルート検討や具体的な計画の段階において、ご意見をいただく。

(吉田座長)

環境影響評価方法書(案)により、方法書手続きを進めてよいか。なお、本日いただいた意見は、事務局において対応方針を含めてとりまとめ、方法書(案)の修正と合わせて報告いただく。

(委員全員)

了。

— 議 事 終 了 —